

令和8年度 農地法関係(第3・4・5条) 日程表

申請締切 ※注1		→		1. 農業委員会 総会の開催日			→		2. 県農業会議 常設審議委員会の開催日		
令和8年	4月10日	(金)	→	4月	28日	(火)	令和8年	5月	11日	(月)	
	5月8日	(金)	→	5月	28日	(木)	→	6月	5日	(金)	
	6月10日	(水)	→	6月	29日	(月)	→	7月	6日	(月)	
	7月10日	(金)	→	7月	28日	(火)	→	8月	5日	(水)	
	8月10日	(月)	→	8月	28日	(金)	→	9月	4日	(金)	
	9月10日	(木)	→	9月	29日	(火)	→	10月	5日	(月)	
	10月9日	(金)	→	10月	28日	(水)	→	11月	5日	(木)	
	11月10日	(火)	→	11月	27日	(金)	→	12月	4日	(金)	
	12月10日	(木)	→	12月	25日	(金)	令和9年	1月	8日	(金)	
	令和9年	1月8日	(金)	→	1月	28日	(木)	→	2月	5日	(金)
		2月10日	(水)	→	2月	26日	(金)	→	3月	5日	(金)
		3月10日	(水)	→	3月	26日	(金)	→	未定		

※注1 毎月10日が受付締切日です。ただし、10日が土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日の場合は、その前日の開庁日となります。

※注2 上記日程については予定ですので、やむを得ない事情により変更となる場合があります。

許可書の交付について

1. 農地法第3条(農地の権利移動の許可)申請は、総会で審議し、許可決定後に交付します。
2. 農地法第4条・第5条(転用の許可)申請は、総会で審議し、許可決定後に交付します。
 - (1) 都市計画法等、他法令の許可が必要な場合は、他法令の許可日に合わせて交付します。
 - (2) 転用面積が3,000㎡を超える場合、農地区分が農用地区域内農地及び第1種農地である等、一定の要件に該当する場合は、県農業会議常設審議委員会に意見聴取し、回答を得た後に交付します。

※(1)・(2)いずれにも該当する場合は、双方の要件を満たした日以後に交付します。